

# 大田原市下水道排水基準

項目	単位	特定事業場			非特定事業場
		排水量			
		50m <sup>3</sup> /日以上	30m <sup>3</sup> /日以上	30m <sup>3</sup> /日未満	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下			0.03以下
シアン化合物	mg/L	1以下			1以下
有機りん化合物	mg/L	1以下			1以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下			0.1以下
六価クロム化合物	mg/L	0.1以下			0.1以下
ひ素及びその化合物	mg/L	0.1以下			0.1以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下			0.005以下
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと			検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下			0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下			0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下			0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下			0.2以下
四塩化炭素	mg/L	0.02以下			0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下			0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下			1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下			0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下			3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下			0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下			0.02以下
チウラム	mg/L	0.06以下			0.06以下
シマジン	mg/L	0.03以下			0.03以下
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下			0.2以下
ベンゼン	mg/L	0.1以下			0.1以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下			0.1以下
ほう素及びその化合物	mg/L	10以下			10以下
ぶっ素及びその化合物	mg/L	8以下			8以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下			0.5以下
ダイオキシン類※	pg-TEQ/L	10以下			10以下
フェノール類	mg/L	1以下	1以下	1以下	
銅及びその化合物	mg/L	3以下	3以下	3以下	
亜鉛及びその化合物	mg/L	2以下	2以下	2以下	
鉄及びその化合物（溶解性）	mg/L	3以下	3以下	3以下	
マンガン及びその化合物（溶解性）	mg/L	3以下	3以下	3以下	
クロム及びその化合物	mg/L	2以下	2以下	2以下	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有	mg/L	380未満 (125未満)			380未満 (125未満)
水素イオン濃度	pH	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	
生物化学的酸素要求量	mg/L(5日間)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	
浮遊物質	mg/L	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	mg/L	5以下	5以下	5以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	mg/L	30以下	30以下	30以下	
温度	°C	45未満 (40未満)			45未満 (40未満)
よう素消費量	mg/L	220未満			220未満

・（ ）の数値は、製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用します。

・黄色の基準を超える恐れがある場合には、改善命令を行うことがあります。

また、黄色の基準に適合しない排水を流した場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

※ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定事業場にのみ適用します。

・緑色の基準を超える恐れがある場合には、除害施設を設け、必要な措置を取るよう改善命令を行うことがあります。

※ダイオキシン類は、下水道終末施設がダイオキシン類対策特別措置法に係る特定事業場に該当する場合にのみ適用します。

・ピンク色の項目については、業種または施設により定められた期間内で暫定基準があります。